

日医発第 247 号 (保 50)
平成 24 年 6 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 24 年 4 月 17 日付け厚生労働省告示第 338 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品（12 成分 21 品目）を薬価基準の別表に第 6 部追補(2)として収載したものであります。

また、同日付け保医発 0417 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が下記 1 のとおり示されております。

さらに、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴い、新医薬品の処方日数制限（1 回 14 日分まで）の例外が示されたほか、保険医が投与することができる注射薬が追加されましたが、その概要については、下記 2 及び 3 のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

記

1 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) サムチレール内用懸濁液 15%

- ① 本製剤を HIV 感染患者におけるニューモシスチス肺炎の治療及び発症抑制のために使用した場合、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。
- ② 本製剤を HIV 感染患者におけるニューモシスチス肺炎の治療及び発症抑制のために投薬する場合に限っては、新医薬品の処方日数制限（14 日間を限度とする）の適用については、特例的に当該 14 日間の処方日数制限には服しないものとして取り扱うこと。
- ③ 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「本剤は、副作用によりス

ルファメトキサゾール・トリメトプリム配合剤（ST 合剤）の使用が困難な場合に使用すること。」及び「ニューモシスチス肺炎の発症抑制は、ニューモシスチス肺炎のリスク（CD4⁺ 細胞数が目安として 200/mm³ 未満、ニューモシスチス肺炎の既往歴がある等）を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) カンサイダス点滴静注用 50mg 及び同 70mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「発熱性好中球減少症の患者への投与は、発熱性好中球減少症の治療に十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) オキファスト注 10mg 及び同 50mg

本製剤はオキシコドン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C108」在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は「C108-2」在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定できるものであること。

(4) エムラクリーム

本製剤は、皮膚レーザー照射療法（単なる美容を目的として実施されたものを除く。）時の疼痛緩和について使用した場合に限り算定できるものであること。また、本製剤の使用上の注意において「国内ではシミ、シワ、ニキビ跡、脱毛等（半導体レーザーや炭酸ガスレーザー等を用いた皮膚レーザー照射療法）に対する本剤の有効性及び安全性は検討されていない。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

2 新医薬品の処方日数制限の例外について

掲示事項等告示第十第二号（一）ハの規定に基づき、新医薬品については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外を設けられているところ。

今般、平成 24 年 4 月 17 日付け厚生労働省告示第 339 号をもって掲示事項等告示が改正され、次の新医薬品については、当該制限の例外とされた。

- ・サムチレール内用懸濁液 15%（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）

3 保険医が投与することができる注射薬の追加について

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第十第一号に定められているが、平成 24 年 4 月 17 日付け厚生労働省告示第 338 号をもってオキシコドン塩酸

塩水和物（オキファスト注 10mg、同 50mg）が薬価基準に掲載されたことにあわせ、同日付け厚生労働省告示第 339 号により掲示事項等告示が改正され、保険医が投与することができる注射薬として追加された。

また、同日付け保医発 0417 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正され、当該製剤が「C108」在宅悪性腫瘍患者指導管理料及び「C108-2」在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料の対象薬剤とされた。（関連する告示・通知の改正内容等については、添付資料 4 を参照。）

（添付資料）

1. 官報（平 24. 4. 17 第 5782 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 24. 4. 17 保医発 0417 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
3. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
（平 24. 4. 17 保医発 0417 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
4. オキシコドン塩酸塩水和物の保険適用上の取扱いについて
（日本医師会 保険医療課）

（参 考）

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業一五)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件

〔政治資金適正化委一三〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務一五四)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件(同・五五)

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件(外務・五)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働三三八)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同三三九)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(同三四〇)

○森林病虫害等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件(農林水産一〇二二)

○森林病虫害等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件(同・〇二四)

○森林病虫害等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件(同・〇二五)

○森林病虫害等防除法第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずる等の件(同・〇二六)

○電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに第五十六條の表第四号から第七号まで並びに第七十九條第一号並びに第九十四條第一項第六号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)並びに別表第二の発電所の項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)の規定に基づき、小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示(経済産業一〇〇)

○電気事業法施行規則第五十二條の二第一号の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三條第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示(同・〇二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通四六五)

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等を定める件(環境七六)

○海上における空対空射撃訓練を実施する件(防衛一〇〇一・一〇二)

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件(同・〇四)

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同・〇五)

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同・〇六)

○道路に関する件(近畿地方整備局九七)・〇〇

○都市計画に関する件(中国地方整備局七四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

〔公 告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
財務省共済組合定款の一部変更関係
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他

7 (1) インド政府は、JICAについて、借付及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。
 (2) インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。
 (a) 借付が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。
 (b) 請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。
 (c) インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。
 (a) 借付が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。
 (b) 借付に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
 (c) 借付に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。
 (a) 計画の進捗状況についての情報及び資料
 (b) 計画に関連するその他の情報
 10 両政府は、この了解から又はそれらに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
 11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。
 本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日付に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。
 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
 一千二百二十四年三月二十九日にニューデリーで

インド財務省
 経済局長
 プラボード・サクセナ閣下

インド駐在
 日本国特命全權大使 齋木昭隆

1	事業計画名	2	供与限度額	3	利率 (パーセン ト)	4	償還期間	5	支出期間 (借付契約の発 効の日以後)
1	1 デリ高速 輸送システム 建設計画 フェーズ3	1	千七百七十九 億七千七百万円	4	・四 ・〇・〇	10年 の据置期間	6年		
2	2 西ベンガル 州森林・生物 多様性保全計 画	2	六十二億七千 百万円	5	〇・六五 〇・〇	10年 の据置期間 の後二年間	10年		

総額 千二百四十二億八千八百万円

(一) インド側書簡
 (訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
 (日本側書簡)

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日付に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。
 本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
 二千二十四年三月二十九日にニューデリーで

インド財務省
 経済局長
 プラボード・サクセナ

○厚生労働省告示第三百三十八号

診療報酬の算定方法（平成二十一年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価表（平成二十四年四月十七日）の一部を次のように改正する。

別表に第6部として次のように加える。

品名	剤形	単位	薬価
(あ)			
アゾルン錠20mg	錠	20mg1錠	136.90
アゾルン錠10mg	錠	10mg1錠	205.40
(い)			
イブザレルト錠10mg	錠	10mg1錠	372.40
イブザレルト錠15mg	錠	15mg1錠	530.40
(え)			
エビリファンOD錠3mg	錠	3mg1錠	94.40
エビリファンOD錠6mg	錠	6mg1錠	179.30
エビリファンOD錠12mg	錠	12mg1錠	340.70
エビリファンOD錠24mg	錠	24mg1錠	647.40
(お)			
サムチール内用懸濁液15%	包	750mg5mL1包	1,679.60
(ろ)			
ルネスタ錠1mg	錠	1mg1錠	49.60
ルネスタ錠2mg	錠	2mg1錠	78.70
ルネスタ錠3mg	錠	3mg1錠	99.80
(れ)			
レグナント錠300mg	錠	300mg1錠	98.50

(お) オキソマンチン注10mg 1%、1mL1管 352
 オキソマンチン注50mg 1%、5mL1管 1,609

品名	規格	単位	薬価
カンサインダス点滴静注用50mg		50mg1瓶	16,256
カンサインダス点滴静注用70mg		70mg1瓶	21,992
ポナロン点滴静注用900μg		900μg100mL1袋	4,498
ラノベーク度F注120mg		120mg1.7mL1瓶	45,155
品名	外用薬	単位	薬価
（お）			
フイブテカン点眼液0.1%		0.1%1mL	438.20
（え）			
エムラクリム		1g	171.90

○厚生労働省告示第三百三十九号
 保険医療機関及び保険医療食担当規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。
 平成二十四年四月十七日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

第十号第一号中「及びハバリンカルシウム製剤」を、「ハバリンカルシウム製剤及びオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
 濁液一五パーセント（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）に改める。

○厚生労働省告示第三百四十一号
 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。
 平成二十四年四月十七日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

別表2の項中「限る。」を「限る。」に改め、同表に次のように加える。

06007XAX0101AX	06007XAX0101AX
06007XAX0111AX	06007XAX0111AX
06007XAX0131AX	06007XAX0131AX
06007XAX0141AX	06007XAX0141AX
06007XAX0151AX	06007XAX0151AX
06007XAX0161AX	06007XAX0161AX
06007XAX0171AX	06007XAX0171AX
06007XAX0181AX	06007XAX0181AX
06007XAX0191AX	06007XAX0191AX
06007XAX0201AX	06007XAX0201AX
06007XAX0211AX	06007XAX0211AX
06007XAX0221AX	06007XAX0221AX
06007XAX0231AX	06007XAX0231AX
06007XAX0241AX	06007XAX0241AX
06007XAX0251AX	06007XAX0251AX
06007XAX0261AX	06007XAX0261AX
06007XAX0271AX	06007XAX0271AX
06007XAX0281AX	06007XAX0281AX
06007XAX0291AX	06007XAX0291AX
06007XAX0301AX	06007XAX0301AX
06007XAX0311AX	06007XAX0311AX
06007XAX0321AX	06007XAX0321AX
06007XAX0331AX	06007XAX0331AX
06007XAX0341AX	06007XAX0341AX
06007XAX0351AX	06007XAX0351AX
06007XAX0361AX	06007XAX0361AX
06007XAX0371AX	06007XAX0371AX
06007XAX0381AX	06007XAX0381AX
06007XAX0391AX	06007XAX0391AX
06007XAX0401AX	06007XAX0401AX
06007XAX0411AX	06007XAX0411AX
06007XAX0421AX	06007XAX0421AX
06007XAX0431AX	06007XAX0431AX
06007XAX0441AX	06007XAX0441AX
06007XAX0451AX	06007XAX0451AX
06007XAX0461AX	06007XAX0461AX
06007XAX0471AX	06007XAX0471AX
06007XAX0481AX	06007XAX0481AX
06007XAX0491AX	06007XAX0491AX
06007XAX0501AX	06007XAX0501AX
06007XAX0511AX	06007XAX0511AX
06007XAX0521AX	06007XAX0521AX
06007XAX0531AX	06007XAX0531AX
06007XAX0541AX	06007XAX0541AX
06007XAX0551AX	06007XAX0551AX
06007XAX0561AX	06007XAX0561AX
06007XAX0571AX	06007XAX0571AX
06007XAX0581AX	06007XAX0581AX
06007XAX0591AX	06007XAX0591AX
06007XAX0601AX	06007XAX0601AX
06007XAX0611AX	06007XAX0611AX
06007XAX0621AX	06007XAX0621AX
06007XAX0631AX	06007XAX0631AX
06007XAX0641AX	06007XAX0641AX
06007XAX0651AX	06007XAX0651AX
06007XAX0661AX	06007XAX0661AX
06007XAX0671AX	06007XAX0671AX
06007XAX0681AX	06007XAX0681AX
06007XAX0691AX	06007XAX0691AX
06007XAX0701AX	06007XAX0701AX
06007XAX0711AX	06007XAX0711AX
06007XAX0721AX	06007XAX0721AX
06007XAX0731AX	06007XAX0731AX
06007XAX0741AX	06007XAX0741AX
06007XAX0751AX	06007XAX0751AX
06007XAX0761AX	06007XAX0761AX
06007XAX0771AX	06007XAX0771AX
06007XAX0781AX	06007XAX0781AX
06007XAX0791AX	06007XAX0791AX
06007XAX0801AX	06007XAX0801AX
06007XAX0811AX	06007XAX0811AX
06007XAX0821AX	06007XAX0821AX
06007XAX0831AX	06007XAX0831AX
06007XAX0841AX	06007XAX0841AX
06007XAX0851AX	06007XAX0851AX
06007XAX0861AX	06007XAX0861AX
06007XAX0871AX	06007XAX0871AX
06007XAX0881AX	06007XAX0881AX
06007XAX0891AX	06007XAX0891AX
06007XAX0901AX	06007XAX0901AX
06007XAX0911AX	06007XAX0911AX
06007XAX0921AX	06007XAX0921AX
06007XAX0931AX	06007XAX0931AX
06007XAX0941AX	06007XAX0941AX
06007XAX0951AX	06007XAX0951AX
06007XAX0961AX	06007XAX0961AX
06007XAX0971AX	06007XAX0971AX
06007XAX0981AX	06007XAX0981AX
06007XAX0991AX	06007XAX0991AX
06007XAX1001AX	06007XAX1001AX

○農林水産省告示第千二十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十一号）第二十条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令を次のように公表する。
平成二十四年四月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

区域及び期間
一 区域
岩手県
宮城県
秋田県
大館市、鹿角市及び鹿角郡小坂町
新潟県
佐渡市

二 行すべき措置の内容
松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝葉及び樹皮の焼却をしなければならない。

三 命令をしようとする理由
一 の（一）に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

四 農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一 の（一）に定めておらず、又は認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

五 その他必要な事項
（一）三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。
（二）三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知

事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、（一）により損失補償の申請書提出する場合は、この限りでない。
（三）に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があつたときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認し、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

六 農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一 の（一）に定めておらず、又は認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

七 農林水産大臣は、四の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

八 農林水産省告示第千二十四号
森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十一号）第二十条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令を次のように公表する。
平成二十四年四月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

一 区域及び期間
（一）区域
宮城県
気仙沼市
秋田県
能代市、男鹿市、にかほ市並びに山本郡三種町及び八峰町
山形県
飽海郡遊佐町

二 行すべき措置の内容
松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝葉及び樹皮の焼却をしなければならない。

三 命令をしようとする理由
一 の（一）に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

四 農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一 の（一）に定めておらず、又は認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

五 その他必要な事項
（一）三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。
（二）三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知

事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、（一）により損失補償の申請書提出する場合は、この限りでない。
（三）に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があつたときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認し、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

六 農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一 の（一）に定めておらず、又は認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

農林水産大臣は、四の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。
平成二十四年五月七日から同年八月三十一日まで



保医発0417第1号
平成24年4月17日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第338号及び第339号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品（内用薬13品目、注射薬6品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
 - (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,650	3,835	2,429	27	14,941

- 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について
 - (1) サムチレール内用懸濁液15%
 - ① 本製剤をHIV感染患者におけるニューモシスチス肺炎の治療及び発症抑制のため

めに使用した場合、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

- ② 本製剤をHIV感染患者におけるニューモシスチス肺炎の治療及び発症抑制のために投薬する場合に限っては、新医薬品の処方日数制限（14日間を限度とする）の適用については、特例的に当該14日間の処方日数制限には服しないものとして取り扱うこと。（3（1）参照）
- ③ 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「本剤は、副作用によりスルファメトキサゾール・トリメトプリム配合剤（ST合剤）の使用が困難な場合に使用すること。」及び「ニューモシスチス肺炎の発症抑制は、ニューモシスチス肺炎のリスク（CD4⁺細胞数が目安として200/mm³未満、ニューモシスチス肺炎の既往歴がある等）を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) カンサイダス点滴静注用50mg及び同70mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「発熱性好中球減少症の患者への投与は、発熱性好中球減少症の治療に十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) オキファスト注10mg及び同50mg

本製剤はオキシコドン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C108」在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は「C108-2」在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定できるものであること。

(4) エムラクリーム

本製剤は、皮膚レーザー照射療法（単なる美容を目的として実施されたものを除く。）時の疼痛緩和について使用した場合に限り算定できるものであること。また、本製剤の使用上の注意において「国内ではシミ、シワ、ニキビ跡、脱毛等（半導体レーザーや炭酸ガスレーザー等を用いた皮膚レーザー照射療法）に対する本剤の有効性及び安全性は検討されていない。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

3 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 新医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外を設けているところ。

今般、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

・サムチレール内用懸濁液15%（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）

- (2) オキシコドン製剤について、掲示事項等告示第十第一号の「療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 アジルバ錠20mg	アジルサルタン	20mg 1錠	136.90
2	内用薬 アジルバ錠40mg	アジルサルタン	40mg 1錠	205.40
3	内用薬 イグザレルト錠10mg	リバーロキサバン	10mg 1錠	372.40
4	内用薬 イグザレルト錠15mg	リバーロキサバン	15mg 1錠	530.40
5	内用薬 エビリファイOD錠3mg	アリピプラゾール	3mg 1錠	94.40
6	内用薬 エビリファイOD錠6mg	アリピプラゾール	6mg 1錠	179.30
7	内用薬 エビリファイOD錠12mg	アリピプラゾール	12mg 1錠	340.70
8	内用薬 エビリファイOD錠24mg	アリピプラゾール	24mg 1錠	647.40
9	内用薬 サムチレール内用懸濁液15%	アトバコン	750mg 5mL 1包	1,679.60
10	内用薬 ルネスタ錠1mg	エスゾピクロン	1mg 1錠	49.60
11	内用薬 ルネスタ錠2mg	エスゾピクロン	2mg 1錠	78.70
12	内用薬 ルネスタ錠3mg	エスゾピクロン	3mg 1錠	99.80
13	内用薬 レグナイト錠300mg	ガバペンチン エナカルビル	300mg 1錠	98.50
14	注射薬  オキファスト注10mg	オキシコドン塩酸塩水和物	1% 1mL 1管	352

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
15	注射薬 ㊦ オキファスト注50mg	オキシコドン塩酸塩水和物	1% 5mL 1管	1,609
16	注射薬 カンサイダス点滴静注用50mg	カスポファンギン酢酸塩	50mg 1瓶	16,256
17	注射薬 カンサイダス点滴静注用70mg	カスポファンギン酢酸塩	70mg 1瓶	21,992
18	注射薬 ボナロン点滴静注バッグ900 μ g	アレンドロン酸ナトリウム水和物	900 μ g 100mL 1袋	4,498
19	注射薬 ランマーク皮下注120mg	デノスマブ(遺伝子組換え)	120mg 1.7mL 1瓶	45,155
20	外用薬 アイファガン点眼液0.1%	ブリモニジン酒石酸塩	0.1% 1mL	438.20
21	外用薬 エムラクリーム	リドカイン・プロピトカイン	1g	171.90

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月17日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第2部第2節第1款C108（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 2 別添1第2章第2部第2節第1款C108-2（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 3 別添1第2章第2部第3節C200（1）中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に改める。
- 4 別添3<調剤技術料>区分01調剤料（5）イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩

酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料 C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、<u>複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤</u>を注射又は携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、<u>フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤</u>を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスプレイタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。</p> <p>ア薬液が取り出せない構造であること イ患者等が注入速度を変えることができないものであること</p> <p>また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料 C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、<u>複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤</u>を注射又は携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、<u>フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤</u>を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスプレイタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。</p> <p>ア薬液が取り出せない構造であること イ患者等が注入速度を変えることができないものであること</p> <p>また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。</p>

(3) ~ (10) 略

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスプレイタイプの連続注入器等に必要な応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であること

イ患者等が注入速度を変えることができないものであること

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

第3節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子

(3) ~ (10) 略

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスプレイタイプの連続注入器等に必要な応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であること

イ患者等が注入速度を変えることができないものであること

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

第3節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子

製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤

別添 3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>

区分01 調剤料

(5) 注射薬

ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、1回

製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤

別添 3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>

区分01 調剤料

(5) 注射薬

ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、1回

の処方せん受付につき所定点数を算定する。

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を

の処方せん受付につき所定点数を算定する。

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医

持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。
ウ イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

オキシコドン塩酸塩水和物の保険適用上の取扱いについて

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第十第一号に定められているが、平成24年4月17日付け厚生労働省告示第338号をもってオキシコドン塩酸塩水和物（オキファスト注10mg、同50mg）が薬価基準に収載されたことにあわせ、同日付け厚生労働省告示第339号により掲示事項等告示が改正され、保険医が投与することができる注射薬として追加された。

また、同日付け保医発0417第2号厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正され、当該製剤が「C108」在宅悪性腫瘍患者指導管理料及び「C108-2」在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料の対象薬剤とされた。

（1）平成24年4月17日付け厚生労働省告示第339号による掲示事項等告示（平成18年厚生労働省告示第107号）の改正

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤及びオキシコドン塩酸塩製剤

※改正箇所下線部

- (2) 平成 24 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 2 号による「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）の改正

第 2 章 特掲診療料

第 2 部 在宅医療

第 2 節 在宅療養指導管理料

第 1 款 在宅療養指導管理料

C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料、C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 「在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法」とは、末期の悪性腫瘍の患者であって、持続性の疼痛があり鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないため注射による鎮痛剤注入が必要なもの又は注射による抗悪性腫瘍剤の注入が必要なものが、在宅において自ら実施する鎮痛療法又は化学療法をいう。

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器等に必要なに応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア 薬液が取り出せない構造であること

イ 患者等が注入速度を変えることができないものであること

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ～ (10) 略

第 3 節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I₂ 製剤、

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤

(2) 以下略

※改正箇所下線部

(日本医師会保険医療課)

(参 考)

薬価基準収載品目一覧表（薬効分類別）新医薬品

(内用薬)

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
1	内112 ルネスタ錠1mg ルネスタ錠2mg ルネスタ錠3mg (エーザイ)	1mg1錠 2mg1錠 3mg1錠	エスゾピクロン	通常、成人にはエスゾピクロンとして1回2 mgを、高齢者には1回1 mgを就寝前に経口投与する。なお、症状により適宜増減するが、成人では1回3 mg、高齢者では1回2 mgを超えないこととする。
	(効能・効果) 不眠症			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
2	内117 エビリファイOD錠3mg エビリファイOD錠6mg エビリファイOD錠12mg エビリファイOD錠24mg (大塚製薬)	3mg1錠 6mg1錠 12mg1錠 24mg1錠	アリピプラゾール	統合失調症 通常、成人にはアリピプラゾールとして1日6～12 mgを開始用量、1日6～24 mgを維持用量とし、1回又は2回に分けて経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日量は30 mgを超えないこと。
	<u>双極性障害における躁症状の改善</u> 通常、成人にはアリピプラゾールとして12～24 mgを1日1回経口投与する。なお、開始用量は24 mgとし、年齢、症状により適宜増減するが、1日量は30 mgを超えないこと。(下線が追加箇所)			
	(効能・効果) 統合失調症、 <u>双極性障害における躁症状の改善</u> (下線部が追加箇所)			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
3	内119 レグナイト錠300mg (アステラス製薬)	300mg1錠	ガバペンチン エナカルビル	通常、成人にはガバペンチンエナカルビルとして1日1回600mgを夕食後に経口投与する。
	(効能・効果) 中等度から高度の特発性レストレスレッグス症候群（下肢静止不能症候群）			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
4	内214	アジルバ錠20mg アジルバ錠40mg （武田薬品工業）	20mg1錠 40mg1錠	アジルサルタン	通常、成人にはアジルサルタンとして20mgを1日1回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日最大投与量は40mgとする。
(効能・効果) 高血圧症					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
5	内333	イグザレルト錠10mg イグザレルト錠15mg （バイエル薬品）	10mg1錠 15mg1錠	リバーロキサバン	通常、成人にはリバーロキサバンとして15mgを1日1回食後に経口投与する。なお、腎障害のある患者に対しては、腎機能の程度に応じて10mg1日1回に減量する。
(効能・効果) 非弁膜症性心房細動患者における虚血性脳卒中及び全身性塞栓症の発症抑制					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
6	内629	サムチレール内用懸濁液15% （グラクソ・スミスクライン）	750mg5mL1包	アトバコン	<ニューモシスチス肺炎の治療> 通常、成人には1回5mL（アトバコンとして750mg）を1日2回21日間、食後に経口投与する。 <ニューモシスチス肺炎の発症抑制> 通常、成人には1回10mL（アトバコンとして1500mg）を1日1回、食後に経口投与する。
(効能・効果) <適応菌種> ニューモシスチス・イロベチー <適応症> ニューモシスチス肺炎、ニューモシスチス肺炎の発症抑制					

(注射薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
7	注399 ボナロン点滴静注バッグ900 μ g (帝人ファーマ)	900 μ g100mL1袋	アレンドロン酸ナトリウム水和物	通常、成人には4週に1回アレンドロン酸として900 μ gを30分以上かけて点滴静脈内投与する。
(効能・効果) 骨粗鬆症				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
8	注399 ランマーク皮下注120mg (第一三共)	120mg1.7mL 1瓶	デノスマブ (遺伝子組換え)	通常、成人にはデノスマブ (遺伝子組換え) として120mgを4週間に1回、皮下投与する。
(効能・効果) 多発性骨髄腫による骨病変及び固形癌骨転移による骨病変				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
9	注617 カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg (MSD)	50mg1瓶 70mg1瓶	カスポファンギン酢酸塩	1. 真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 通常、成人にはカスポファンギンとして投与初日に70mgを、投与2日目以降は50mgを1日1回投与する。本剤は約1時間かけて緩徐に点滴静注する。 2. カンジダ属又はアスペルギルス属による下記の真菌感染症 ・ 食道カンジダ症 通常、成人にはカスポファンギンとして50mgを1日1回投与する。本剤は約1時間かけて緩徐に点滴静注する。 ・ 侵襲性カンジダ症、アスペルギルス症 通常、成人にはカスポファンギンとして投与初日に70mgを、投与2日目以降は50mgを1日1回投与する。本剤は約1時間かけて緩徐に点滴静注する。
(効能・効果) 1. 真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 2. カンジダ属又はアスペルギルス属による下記の真菌感染症 ・ 食道カンジダ症 ・ 侵襲性カンジダ症 ・ アスペルギルス症 (侵襲性アスペルギルス症、慢性壊死性肺アスペルギルス症、肺アスペルギローマ)				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
10 注811	オキファスト注10mg オキファスト注50mg （塩野義製薬）	1%1mL1管 1%5mL1管	オキシコドン塩 酸塩水和物	通常、成人にはオキシコドン塩 酸塩（無水物）として1日7.5mg ～250mgを持続静脈内又は持続 皮下投与する。なお、年齢、症 状により適宜増減する。
（効能・効果） 中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛				

(外用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
11 外121	エムラクリーム (佐藤製薬)	5%1g	リドカイン・プロピトカイン	通常、成人には、レーザー照射予定部位に10cm ² あたり本剤1gを、密封法 (ODT) により60 分間塗布する。なお、1回あたりの塗布量は10gまでとし、塗布時間は120分を超えないこと。
(効能・効果) 皮膚レーザー照射療法時の疼痛緩和				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
12 外131	アイファガン点眼液 0.1% (千寿製薬)	0.1%1ml	プリモニジン酒石酸塩	通常、1回1滴、1日2回点眼する。
(効能・効果) 次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分又は使用できない場合：緑内障、高眼圧症				